

第3章 災害応急対策

第1節 本部活動体制

第1項 災害対策本部運用計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-01-01 災害対策本部運用計画

1 災害時の体制と災害対策本部の設置基準

災害が発生した場合や発生のおそれがある場合の市の体制等は、次表の通りです。
ただし、災害の種類、状況等により次表に定める体制が適当でないと判断される場合、
市長は、特定の課(部、本部)への体制、種類の異なる体制を指示することができます。

※資料集 「災害対応の組織・事務分掌」参照

	基 準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合 ②市内で震度3の地震を観測した場合 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	風水害時 ①建設部②消防部 ③必要に応じて危機管理室 地震時 ①危機管理室(コミュニティー班含む) ②建設部③経済部 ④消防部 ⑤必要に応じて各施設管理者	①雨量・河川水位等情報収集 ②地震に関する情報収集	①設置しない ②危機管理室長は、総務部長 ③危機管理室次長は、危機管理課長、総務課長、企画政策課長、シテーパープロモーション課長、市民協働課長
第1警戒体制	①大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表された場合 ②市長がこの体制を命じた場合	①危機管理室 ②建設部 ③経済部 ④健康福祉部 ⑤教育委員会 ⑥消防部 ⑦必要に応じて各施設管理者	①【危機管理室】各種気象・地震情報の収集と連絡、第2警戒体制への移行準備 ②【建設部】河川水位等情報収集 ③【経済部】防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集	①設置しない ②勤務時間外にこれらの警報が発表されたときは、担当職員は速やかに本体制を確保し、危機管理室長、必要に応じて健康福祉部長、建設部長へ連絡する
第2警戒体制	①大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表され、かつ雨量、河川水位の状況から災害の発生が予想される場合 ②市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合 ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 ④近隣で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合 ⑤原子力事業所において警戒事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合 ⑥市長がこの体制	①危機管理室長、みずなみ未来部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ②【危機管理室】全員、コミュニティー班 ③【みずなみ未来部】生涯学習班、スポーツ文化班 ④【健康福祉部】社会福祉班、こども家庭班、高齢福祉班、健康づくり班 ⑤【経済部】農林班、清掃班 ⑥【建設部】全班 ⑦【教育委員会】教育総務班、学校教育班、 ⑧【消防部】全班 ⑨必要に応じて各施設管理者 ⑩市長が指示する班(地震の場合は、各施設管理者) ※勤務時間外の参集連絡は、各班長を通じ電話で連	①【危機管理室】各種気象・地震情報の収集と連絡、各班の参集状況の確認、第1非常体制の移行、災害対策本部設置の準備、広報車両の準備(コミュニティー班)避難所開設準備、消防団拠点室の提供準備 ②【みずなみ未来部】(生涯学習班・スポーツ文化班)文化施設の被害調査 ③【健康福祉部】(社会福祉班)社会福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(こども家庭班)児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備(高齢福祉班)高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備(健康づくり班)医療衛生施設の状況調査 ④【経済部】(農林班)防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集(清掃班)可燃物焼却施設及び不燃物	①設置しない ②勤務時間外にこの体制への移行が必要な場合、危機管理室長に連絡し危機管理室次長の指示により本体制をとる ③班長が必要な班員を招集し体制をとる ④震度4以上は防災行政無線が自動放送される

第3章 災害応急対策 第1節 本部活動体制

	基 準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
	を命じた場合	絡をする。	最終処分場の点検(地震時のみ) ⑤【建設部】河川水位情報収集等 ⑥【教育委員会】 (教育総務班) 教育施設の避難 所開設準備(学校教育班)教育総 務班支援	
第1 非常体制	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②特別警報に準ずる気象現象が発生した場合 ③災害が発生し、大規模な被害が予想される場合 ④地元の要請により、消防団の呼集を行う場合 ⑤南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 ⑥近隣で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 ⑦原子力事業所において特定事象が発生し、本市に影響のおそれがある場合 ⑧市内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合(それぞれ実状に応じた非常参集体制、状況に応じて第2非常体制へ移行する。) ⑨市長がこの体制を命じた場合	①災害対策本部員 ②【危機管理室】全員、コミュニティ班 ③【総務部】秘書班、税務班、市民班 ④【みずなみ未来部】生涯学習班、スポーツ文化班 ⑤【健康福祉部】社会福祉班、こども家庭班、高齢福祉班、保険年金班、健康づくり班 ⑥【経済部】農林班、清掃班 ⑦【建設部】全班 ⑧【教育委員会】教育総務班、学校教育班、 ⑨【消防部】全班 ⑩市長が指示する班 ※勤務時間外の参集連絡は、各班長を通じ電話で連絡をする	①【危機管理室】災害情報の把握及び報告、職員の動員と各班の連絡調整、第2非常体制の招集準備、災害対策に協力する自治会・自主防災組織への連絡調整、市有財産の被害調査 (コミュニティ班) 区域内の災害情報の報告、避難所の開設及び管理 ②【総務部】 (秘書班・税務班・市民班) 危機管理室の対応支援 ③【みずなみ未来部】 (生涯学習班・スポーツ文化班) 文化施設の被害調査、避難所の開設及び収容 ④【健康福祉部】 (社会福祉班) 社会福祉施設等の被害調査、避難所の開設及び収容(こども家庭班) 児童福祉施設の状況調査、避難所の開設及び収容(高齢福祉班) 高齢者施設等の被害調査、避難所の開設及び収容(保険年金班) 社会福祉班支援(健康づくり班) 医療・衛生施設等の被害調査 ⑤【経済部】 (農林班) 農林水産関係全般の災害対策及び被害調査(清掃班) 可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検 ⑥【建設部】 (土木班) 土木施設の被害調査、交通不能箇所の調査、応急復旧対策(都市計画班) 都市施設の被害調査(上下水道班・浄化班) 下水道施設の被害調査、水道施設の被害調査 ⑦【教育委員会】 (教育総務班) 教育施設の被害調査、避難所の開設及び収容(学校教育班) 教育総務班支援	①災害対策本部設置 ②必要な班員を班長が追加招集し、体制を強化する
第2 非常体制	①特別警報が発表された場合 ②災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 ③震度5強以上の	全職員 ※勤務時間外の第2非常体制の参集連絡は、緊急職員参集メールにて通知する	①資料集 災害対応の組織・事務分掌「3. 災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌」に定める任務分担の適切な遂行	①災害対策本部設置 ②動員可能な職員全員が体制につく ③現地対策本部は災害対策本部長の判断で必要に応じて設置する

	基 準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
	地震を観測した場合 ④県内で原災法第15条第2項に該当する事故が発生した場合 ⑤県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合 ⑥市長が必要と認めた場合			

2 職員の配備

災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、各職員は、市災害対策本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につきます。各部班は職員別にあらかじめ配備場所を定めますが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ配属課において待機(勤務)します。

3 災害時の対応

風水害、地震災害、事故災害及び原子力災害が発生した場合、市は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとります。収集された情報より大規模な被害が発生していると認められるときは、現地災害対策本部を設置します。

また、道路管理者や関係事業者等は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制を速やかにとるとともに、市や所轄機関に対して、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡します。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。

4 災害対策本部の設置・廃止

市の災害対策本部(以下「市本部」という)は、市庁舎内の2階大会議室(又は保健センター3階大会議室)に設置します(本部が開設されない場合、職員は、各課(班)において任務にあたります)。ただし、市庁舎が被災して使用できない等、特別の場合は、①瑞浪市総合消防防災センター、②被災を免れた近くの公共施設等、の順序で当該施設に市本部を設置します。

市本部を設置した場合、本部長は、市長が務めます。本部長(市長)が不在の場合は、①副市長(副本部長)、②教育長(副本部長)、③総務部長、④みずなみ未来部長、⑤健

康福祉部長の順序で当該役職のものが本部長の職務代理者となります。

災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき、あるいは、予想された災害の危険がなくなったと判断されるときには、市本部等を解散します。

5 現地災害対策本部の設置

被災地が限定されている等、災害の規模・程度等により必要と判断される場合は、現地災害対策本部(以下「現地本部」という)を被災地に近い公共施設に設置し、災害応急対策を実施します。現地本部長及び現地本部員は、市長(又は職務代理者)が指名します。

6 情報共有・連絡体制の確立

市は、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡します。また、災害事態に対する認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段・体制を確保し、緊密に連絡を取り合うとともに、必要に応じて職員を相互に派遣し、情報の共有に努めます。

加えて、災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することで、迅速かつ適切な対応に努めます。

《資料編》

- S3-01-01-01 警報・注意報発表基準一覧表
- S3-01-01-02 瑞浪市災害対策本部条例
- S3-01-01-03 災害対策本部室レイアウト図
- S3-01-01-04 本部職員の証票等
- S3-01-01-05 他班への応援要請系統
- S3-01-01-06 原子力災害発生時の情報伝達系統
- S3-01-01-07 危険物等災害発生時の情報伝達系統
- S3-01-01-08 航空災害発生時の情報伝達系統
- S3-01-01-09 道路災害発生時の情報伝達系統
- S3-01-01-10 鉄道災害発生時の情報伝達系統
- S3-01-01-11 大規模火災発生時の情報伝達系統

第2項 職員動員計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-01-02 職員動員計画

1 職員の動員

災害時の応急対策に携わる職員は、基本的に各部班員より確保します。各班は、あらかじめ配備計画を策定して動員可能者、系統、順序、連絡方法を具体的に定めるとともに、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合等、その状況に即して職員を

動員します。職員の退庁後に災害が発生した場合等で、職員が承知することが困難なときは、電話及びメール（職員参集メール等）で動員を行います（消防部における動員も同様）。

市本部職員は、気象状況や水防信号等に常に注意を払い、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、速やかに所定の配備場所につき、待機します。また、勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に登庁します。

災害時等に、職員が交通機関、その他の交通手段を利用する等、最良の方法によってでも所定の部署につくことが困難な場合は、最短距離にある本庁又はコミュニティーセンターに登庁し、班長に報告して指示を受けます。

2 職員の応援

各班での災害応急対策の実施に際して職員が不足する場合は、本部員会議で決定された応援方針に基づいて、市本部長が余裕のある班のうちから適切な班を決定し通知します。市本部内での応援でなお不足するときは、県支部総務班（教職員については県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請します。

災害応急対策又は災害復旧のために技術を有する職員を必要とする場合（消防・警察の応援を含む）、市本部長は、国（地方行政機関）、県、他市町村の長に職員派遣を要請したり、県支部総務班（教職員の場合は県支部教育班）を通じて知事に派遣の斡旋を要請したりします。

3 各出先機関の動員体制

各出先機関の動員及び出動体制は、各主管課が具体的な計画を定めます。原則として、警報発表時は動員可能な職員を待機させるとともに、災害発生時は全職員を動員します。

4 動員等の報告

各班において待機、動員、応援等の措置をとった場合、又は、消防団員、赤十字奉仕団の出動があった場合は、所定の書類によって危機管理室に連絡します。

第2節 災害動員計画

第1項 災害応援要請計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-02-01 災害応援要請計画

1 災害応急対策要員の動員

災害応急対策実施のため必要な人員(労力)は、原則として、災害対策本部職員、消防団員、赤十字奉仕団員、技術者等の雇上げ、技術者等の強制従事の順で動員します(応急対策の内容により、動員順序は変更可)。動員等については、災害対策要員を必要とする各班の要請に基づき、作業の内容及び所要人員に応じて危機管理室が調整します。その後、本部職員以外の職員については危機管理室が、赤十字奉仕団は社会福祉班が、技術者・労務者の雇上げについては、その作業の関係事業主管班が、災害救援ボランティアは社会福祉班が動員等を行います。

2 奉仕団の動員

赤十字奉仕団(以下「奉仕団」という。)は、災害時において奉仕団委員長が団員の動員が必要であると認めたとき、又は、市本部長(社会福祉班)から動員要請があったときに必要な人員を動員し、炊き出し並びに救援物資の準備、整理、配分及び義援金の募集などの災害対策に従事します。奉仕団員は、対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行います。なお、奉仕団は、小規模災害時は従前からの慣習に従って奉仕活動を実施しますが、大規模災害時は社会福祉班が連絡・調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を実施します。

奉仕団は、常に市本部等と連絡を保つとともに、要請があったときは積極的に協力し、当該機関による対策の実施に奉仕します。また、市本部職員が不在のときは、奉仕団役職者が状況を速やかに市本部に通報します。

社会福祉班は、奉仕活動終了後、奉仕団の名称、人員、作業内容、期間等について記録し、危機管理室へ提出します。

市内で動員した奉仕団のみで必要数を確保できないときは、県支部の担当班に応援の要請を行います。緊急を要する場合は、隣接市町に直接応援を要請します。

3 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たり、特殊な作業を行うために技術者や特別な職種労力を必要とする場合、担当班は、技術者等の雇上げ又は斡旋を行います。技術者等に支払う賃金額は、雇上げ時の市地域内における同種の労働者の賃金額を基準として支給します(法令等によって別の基準のある場合は、この限りではありません)。技術者等を雇上げたときは、所定の書類を作成し、整備保管します。

4 原子力災害時の体制

市は、原子力災害が発生した場合、その事態を的確に把握するため、必要に応じ、国に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請します。

原子力事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ原子力事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の原子力事業者に応援を要請します。

警察は、必要に応じて「警察広域緊急援助隊」の出動を要請します。

《資料編》

- S3-02-01-01 自衛隊派遣要請手順
- S3-02-01-02 自衛隊ヘリコプター応援要請
- S3-02-01-03 災害派遣部隊の受入体制
- S3-02-01-04 自衛隊の活動
- S3-02-01-05 災害派遣部隊の撤収要請
- S3-02-01-06 費用の分担区分
- S3-02-01-07 広域応援要請時に整理する事項
- S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧
- S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧
- S3-02-01-10 強制命令の種類と執行者・命令の対象者

第2項 技術者等の強制従事に関する計画

【実施担当部署】土木課 消防本部

災害応急対策の実施に必要な要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に要員確保の方法がないときは、消防法、水防法等の関係法令に基づいて従事命令等を発し、技術者等を応急対策に強制従事させます。従事命令又は協力命令を発したときは、所定の書類を整備し、消防総務班に提出します。

《資料編》

- S3-02-01-10 災害対策基本法に基づく従事命令等

第3項 自衛隊災害派遣要請計画

【実施担当部署】危機管理室

市長は、災害時において市民の生命・財産を保護したり、応急措置を実施したりするために自衛隊の支援が必要であると判断した場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)に基づいて自衛隊の災害派遣を要請します。派遣要請に当たっては、所定の書類を作成し、県知事に提出します。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに書類を提出します。

県知事と連絡がとれず自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊の派遣を促すとともに、その旨を

速やかに知事に通知します。

自衛隊は、災害の状況が特に緊急を要し、要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

自衛隊が災害派遣の目的を達成したときは、市長は、速やかに県本部に対して所定の書類を提出します。

なお、自衛隊にヘリコプター派遣を要請するのは、事実を確認し、他に方法がないときにのみに限ります。要請に当たっては、要請依頼書にその旨を明示します。

《資料編》

- S3-02-01-01 自衛隊派遣要請手順
- S3-02-01-02 自衛隊ヘリコプター応援要請
- S3-02-01-03 災害派遣部隊の受入体制
- S3-02-01-04 自衛隊の活動
- S3-02-01-05 災害派遣部隊の撤収要請
- S3-02-01-06 費用の分担区分

第4項 応援部隊の活動拠点候補地の指定

市は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等の救助・消火活動等の応急活動や支援物資の受入れ、集積及び配分等に必要な拠点候補地をあらかじめ指定します。

災害時には、応援部隊の活動拠点及び地域内輸送拠点候補地を活用し、応援部隊の配置、支援物資の配分計画、ライフライン事業者の復旧活動等に応じた活動拠点を定め、受援体制を整備します。

《資料編》

- S3-02-01-11 応援部隊の活動拠点候補地
- S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地

第5項 広域応援体制の確立

【実施担当部署】消防署 危機管理室

1 広域応援体制の確立

大規模な災害が発生し、瑞浪市の防災関係機関だけでは十分な対応ができなくなった場合、「岐阜県広域消防相互応援協定(平成3年4月1日施行)」「消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定(平成10年4月1日施行)」「災害時相互応援協定(愛知県高浜市、埼玉県朝霞市、滋賀県湖南市等)」に基づいて、他市町村又は他地域の防災関係機関に応援、協力あるいは斡旋を求めます。

また、必要に応じて、「緊急消防援助隊」「広域航空消防応援」「県立多治見病院DMERCに関わる相互応援協定(平成21年9月1日施行)」「岐阜県ドクターヘリ事業に

関する協定(平成23年2月9日施行)」の活用も検討し、円滑な防災対策の実施を期します。

2 広域対策職員派遣制度の活用

瑞浪市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。

3 広域職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

瑞浪市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

《資料編》

- S3-02-01-07 広域応援要請時に整理する事項
- S3-02-01-08 災害時応援協定等一覧
- S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧

第6項 ボランティア活動

【実施担当部署】社会福祉課

【マニュアル編】M3-02-05 ボランティア活動

1 ボランティアの受入れ

大規模災害が発生した場合等、社会福祉班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行うとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行い、参加を呼びかけます。

また、社会福祉班及び市社会福祉協議会は、活動拠点となる施設や必要な情報機器・設備等を確保・提供するとともに、ボランティアからの情報・被災者のニーズ等に関係者と積極的に共有し、ボランティア活動に対する適切な支援を行います。併せて、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の活動環境についても配慮します。

市社会福祉協議会は、災害対応のために必要があると認めるときは、災害対策本部の協力を得て、現地災害対策事務所を設置します。

2 専門分野のボランティアの受入・派遣

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にして、受入・派遣に関する調整等を行います。

《資料編》

- S3-02-05-01 災害時のボランティア活動

第3節 交通計画

第1項 道路交通対策

【実施担当部署】土木課 消防本部
【マニュアル編】M3-03-01 交通計画

1 道路施設等の被害状況等の把握

道路管理者は、災害が発生したとき、あるいは、発生が予想されるときは、道路、橋梁等の交通施設(以下「道路施設」という。)の緊急点検や巡回調査に努めます。大規模災害が発生した場合、土木班は、防災上重要な施設を結ぶ緊急輸送路の道路パトロールを迅速かつ優先的にを行い、主要道路の被害状況を必要に応じて調査します。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。

2 道路施設等の応急復旧

市が管理する道路施設が被害を受けたり、危険な状態となったりした場合は、できる限り速やかに被害拡大の防止又は応急復旧を行います。復旧作業の実施に当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、瑞浪市建設業協会等の協力を得て実施します。

また、道路事故災害等により、危険物が流出したときには、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努めます。

3 規制の実施

災害によって道路施設に被害が発生した場合や発生するおそれがある場合において、交通の安全と道路施設保全上、又は、交通確保のために必要があると認められるとき、土木班、市以外の道路管理者、警察機関、公安委員会は、相互に密接な連絡を保ち、道路法や道路交通法、災害対策基本法に基づいて、通行禁止及び制限(以下、本項では「規制」という。)を実施します。また、緊急車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請します。

土木班は、災害の状況によっては、道路管理者等による規制が間に合わない場合も想定されることから、関係機関と密接に連絡をとり、規制が適切に実施されるよう配慮します。警察は、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、(一社)岐阜県警備業協会に対して交通誘導の実施等を要請します。

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めます。

4 道路の啓開

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保す

る緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行います。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行います。

5 緊急通行車両の確認申請手続

災害応急対策のために車両を使用しようとする者は、県本部（防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は警察班）に緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申し出ます。標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書は当該車両に備え付けます。

《資料編》

- S3-01-01-09 道路災害発生時の情報伝達系統
- S3-03-01-01 地震時における通行規制時に運転者の取るべき措置
- S3-03-01-02 道路標識に明示する事項

6 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及びに日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント^{*1} 及び交通需要マネジメント^{*2} 施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）を組織します。

市は、必要により県に対し、検討会の開催を要請します。

*1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において、実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

*2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第2項 鉄道に関する対策

【実施担当部署】各課共通

1 災害対策本部の設置、緊急要員の確保

東海旅客鉄道株式会社等は、災害が発生した場合や発生が予想される場合は、直ちに災害対策本部等を設けて必要な体制を整えるとともに、応急対応のための要員を確保します。併せて、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、災害や被害の状況の早期収集に努めます。要員等が不足する場合は、必要に応じて関係会社に応援を要請します。

2 災害時の危険防止措置

地震を感知した場合、乗務員は、橋りょう、がけ地、トンネル等危険な場所を避け、

運転を一時停止します。列車指令又は駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとります。一定の震度以上の場合及び被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施した上で列車運転の可否を決定します。

鉄道事故が発生した場合も、発災後の災害拡大を防止するため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等、必要な処置を速やかに講じます。

また、災害によって本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努めます。

3 鉄道災害時の代替交通手段の確保

東海旅客鉄道株式会社は、地震や鉄道事故等によって不通区間が生じた場合、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努めます。被災していない公共交通事業者は、可能な限り代替輸送に協力します。

4 駅構内等の秩序の維持

災害によって駅舎等の倒壊、停電、出火等が生じた場合は、災害警備活動(駅構内や列車等における犯罪予防、旅客の適切な整理・誘導等)に万全を期し、旅客の混乱の防止や秩序の維持を図るとともに、安全を確保します。

5 応急復旧

東海旅客鉄道株式会社は、早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等の必要な措置を取り、実施可能な範囲において応急復旧工事を実施します。

6 負傷者・避難者の輸送協力

東海旅客鉄道株式会社は、重傷者等の後方医療機関への搬送や避難者の安全な地域への輸送等の要請があった場合、輸送力を提供します。

《資料編》

➤ S3-01-01-10 鉄道災害発生時の情報伝達系統

第3項 輸送計画

【実施担当部署】危機管理室 各担当班

【マニュアル編】M3-03-03 輸送計画

1 災害輸送の実施者

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは救助、災害復旧物資等の輸送(以下「災害輸送」という。)は、その応急対策を実施する担当班が行います。ただし、自動車輸送に使用する営業用自動車の確保及び鉄道輸送の確保に関する連絡調整は危機管理室が担当します。

2 災害輸送の方法

市本部は、道路交通が可能な限り、自動車によって災害輸送を行います。ただし、道路交通途絶等で鉄道、人力等の手段が適当なときは、その方法を用います。また、市地域内で自動車等が確保できない場合や道路被害等による一般輸送が不可能な場合は、輸送条件を明示して県支部総務班に応援を要請します。交通途絶時に長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合は、県本部へリ統制チームに自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請し、他機関の応援を得て、空中輸送等を行います。

3 災害輸送の記録

災害輸送にあたり、実施機関の長は、輸送責任者を定めて車両等に同乗・同行させる等、的確な輸送に努めます。物資等の引継ぎにあたっては、物資等の授受を明らかにします。また、輸送責任者は、所定の書類を作成し整備保管します(災害救助法適用時には、同法による対策の実施に要した輸送を明確に区分整理します)。

《資料編》

- S3-02-01-02 自衛隊ヘリコプター応援要請
- S3-03-03-01 県防災ヘリコプター支援要請
- S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場
- S3-03-03-03 県防災ヘリコプター場外離着陸場

第4節 災害情報計画

第1項 気象警報・地震情報等の伝達計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-04-01 災害情報計画

1 気象警報等の把握・伝達

本部、危機管理室及び土木班(水防に関する気象)及び消防部は、常時、気象・水防・火災に関する警報・注意報・情報(以下「気象警報等」という。)の把握に努めるとともに、災害に関する異常現象の通報にも十分な注意を払います。特に、気象警報等が発表されているとき等、災害発生 of 危険があるときは、県支部総務班及び県支部土木班と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して市地域の的確な気象条件の把握に努めます。

気象警報等が発表され、伝達・周知徹底する必要があると判断される場合は、ただちに伝達・徹底を図ります。大雨、暴風等の特別警報が発表された場合、または特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに市民等に伝達をします。気象警報等の伝達及び市民に対する周知徹底は、勤務時間中は危機管理室が、勤務時間外(休日又は退庁時)は消防署班が担当します。市民への周知徹底には、防災行政無線、防災ラジオを利用します。

気象警報等の発表に伴って実施する災害対策等について各部門から指示・対応等の伝達が必要な場合、関係各部・班は、それぞれ各部・班の計画に基づいて、気象警報等と対策指示等をあわせて伝達します。

2 地震情報の受理・伝達

危機管理室は、岐阜地方気象台から県経由で伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理した場合、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて、避難の勧告、指示等の措置を行います。

また、市は、気象庁発表の緊急の地震速報を受信した場合、防災行政無線等により市民等への提供に努めます。

さらに、市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民等に対する緊急広報を実施し、広報車、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE等のあらゆる手段を利用して南海トラフ地震臨時情報の内容・意味、市民のとるべき行動等を伝達します。

3 異常現象発見時の対応

災害に関連する異常現象を発見した者は、以下の通り、関係機関に通知します。

火災に関する現象	消防機関(消防署班)
水防に関する現象	水防機関(土木班、消防署班、消防団)又は警察官
その他の現象	消防署班、警察官

異常現象を発見したり、通報を受けた関係職員は、速やかに関連の対策又は措置をとるとともに、消防部に通報します。消防部は、必要に応じて、関係機関に連絡するとともに、市民への周知徹底を図ります。

4 雨量観測等による状況の把握と対応

市本部は、気象警報等だけでなく、市自らが設置した雨量計及び水位計により、また、市域内の他の雨量計設置者の協力を得て、市域内の雨量状況の把握に努めます。土砂崩れ、河川護岸崩壊、がけ崩れ、土石流、出水、堤防き裂、破堤等のおそれがある場合は、当該地域に居住する市民の避難等、必要な対策をとるとともに、必要に応じて県本部に連絡します。一定以上の雨量の際に危険な状態になると予想される市道等の路線については、あらかじめ把握しておくとともに、状況に応じて道路閉鎖等の措置をとります。

《資料編》

- S3-04-01-01 地震情報の伝達系統図
- S3-04-01-02 震度情報の伝達系統図
- S3-04-01-03 地震発生直後において収集すべき被害情報
- S3-04-01-04 災害対策基本法第53条及び消防組織法第40条に基づく被害状況等の報告ルート
- S3-04-01-05 第2段階において収集すべき被害情報
- S3-04-01-06 異常現象発見者の通報先
- S3-04-01-07 消防署班による異常現象の通報先
- S3-04-01-08 雨量計設置場所
- S3-04-01-09 大雨による瑞浪市内の異常気象時通行規制区間一覧
- S3-04-01-10 被害状況報告の調査・報告分担表
- S3-04-01-11 調査・報告の種別
- S3-04-01-12 部門別被害状況等の調査報告
- S3-04-01-13 被害状況判定基準

第2項 災害情報の収集・伝達計画

【実施担当部署】各課共通

1 被害状況の調査・報告

災害によって市域内で被害が発生した場合等においては、各部門を担当する各班は、関係機関及び団体等の協力・応援を得て、被害状況に関する調査・報告を行います。また、被害が甚大な場合や調査に技術を要する場合等、市では調査が不可能なときは、市本部は、関係機関(県支部等)等に応援を求めます。

調査・報告は、人的被害と直接つながる被害(住家等一般被害状況)を他に優先して行います。特に行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に関係なく、県警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村又は都道府県に連絡します(旅行者等、外国人登録を行っていない外国人については、外務省に連絡)。

2 関係機関への報告

各班がとりまとめた被害状況は、災害対策実施状況とともに、危機管理室に報告します。危機管理室は、県支部又は県本部に報告するとともに(県支部又は県本部に報告できない場合は、直接、内閣総理大臣、各行政機関へ報告)、警察・交番等に連絡します。緊急を要する場合は、各班から県本部担当班へ直接報告し、その旨を県支部担当班へ報告します。

3 核燃料物質等の運搬中の事故に関する情報伝達

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故により瑞浪市内で特定事象が発生した場合、15分以内を目途として、国、県、市、県警察、消防機関等関係機関に文書によって通報します。また、主要な機関に対しては、その着信を確認します。

第3項 災害通信計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-04-03 災害通信計画

1 通信方法

災害時には、通信網の被害状況等の実情に合わせ、有線通信施設(一般加入電話等)、無線通信施設(岐阜県防災行政無線、市防災行政無線等)、携帯電話、衛星電話、インターネット等の中から利用可能な通信手段を選び、各種情報の収集や災害応急対策等の指示の伝達に必要な災害通信連絡の確保に努めます。また、電気通信事業者は、災害時における市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行います。

2 情報(通信)の系統

災害時の情報・命令の伝達や被害状況の収集・報告等、市本部内及び県機関等への通信は、一般加入電話が利用可能なときは、原則として、各課又は係が平常時に行政連絡する県機関及び市内機関の部門にそれぞれ行います。有線通信途絶時の県機関等市外機関への通信は、できる限り消防部においてとりまとめ、一括して実施します。

3 通信の調整

平常の方法では通信が確保できず、他機関の通信施設を利用したり、急使を派遣したりする場合は、警防班が優先順位等について調整を行います。

4 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を「災害情報」用紙に記録し、保管します。

《資料編》

- S3-02-01-09 防災関係機関所在地・電話一覧
- S3-04-03-01 情報(通信)の系統
- S3-04-03-02 利用可能な通信施設及び方法
- S3-04-03-03 災害時優先電話・非常電話表
- S3-04-03-04 非常災害時における瑞浪市と中部電力パワーグリッド(株)のホットライン
- S3-04-03-05 瑞浪市防災行政無線運用管理規程
- S3-04-03-06 瑞浪市防災行政無線運用基準
- S3-04-03-07 市防災行政無線
- S3-04-03-08 防災活動上特に重要な情報通信

第4項 災害広報計画

【実施担当部署】危機管理室

【マニュアル編】M3-04-04 災害広報計画

1 広報のための情報収集

市域内の各機関、市民、県機関、中央官庁、報道機関等に対する災害情報(市本部が収集した被害状況等)の広報は、危機管理室が担当します。他班が取りまとめた災害情報に加えて、危機管理室は、現地に直接職員を派遣して写真撮影(デジタルカメラ等を積極的に使用して即時伝送)や資料収集を行うとともに、他班や県支部(総務班、建設政策班、警察班)等が撮影した災害写真を収集する等、機動的な情報収集に努めます。必要な場合は、関係機関に対して資料や情報提供等の協力を求めます。

2 災害情報等の広報方法

被害状況や市本部による応急対策の実施状況等の災害情報の広報は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、口頭、文書、電話、市の防災行政口頭、文書、電話、市の防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、Lアラート、広報車、広報紙(「広報みずなみ」)、ホームページ、掲示板、チラシ等の広報手段の中から、市民、被災者、避難者(広域避難者を含む)、各防災機関、報道機関等の広報対象者ごとに適切な手段を選択するとともに、あらゆる伝達手段の複合的な活用も考慮して実施します。

広報に当たっては、正確な情報を速やかに公表・伝達するとともに、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有化や情報提供窓口の一元化を図ります。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者や一時滞在者等に配慮した情報提供を行います(市は必要に応じて手話通訳者やボランティア等を派遣)。

停電や通信障害発生時は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行います。

自然災害に関する市民への広報に当たっては、被害状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)や応急対策の実施状況に加え、注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすく広報します。広報車を利用する場合は、地域毎に分担を決め効果的な広報を行うとともに、各地域の実情を踏まえて情報提供を行います。

事故災害時には、事業者、市、防災機関等は、市民や被災者家族等のニーズを十分に把握し、災害状況、安否情報、医療機関情報、各機関による対策、交通規制、問い合わせ先等、正確な情報を適切かつきめ細やかに提供します。情報伝達・広報活動に当たっては、必要に応じて放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

原子力災害時には、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられない等の特殊性を勘案し、市民等に対して正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行うことによって、緊急時における市民等の心理的動揺・混乱、異常事態による影響、流言飛語をできる限り軽減します。情報提供にあたっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮します。また、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して定期的な情報提供に努めます。

3 原子力災害時の緊急時モニタリング

原子力事業者は、携行した防災資機材を用いて緊急時モニタリングを直ちに実施し、危険時の措置等に必要の要員を現場に派遣するとともに、必要な措置を迅速かつ的確に行います。また、市は、県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリング結果の情報収集に努めます。

4 災害広聴

災害時には、市民の要望等を速やかに把握することに努め、その速報の作成を図ります。また、被災市民のための災害時総合相談窓口を設け、災害広報部門と連携して効果的な情報提供を行ったり、災害復旧等に関する相談に応じたりします。

《資料編》

- S3-04-04-01 報道機関に発表する事項
- S3-04-04-02 対象機関別広報の手段
- S3-04-04-03 住民に対する広報
- S3-04-04-04 広報手段と種別
- S3-04-04-05 広報の内容
- S3-04-04-06 提供する情報
- S3-04-04-07 情報提供・報道要請にあたっての留意事項

第5節 災害防除計画

第1項 事前措置に関する計画

【実施担当部署】 農林課 土木課 都市計画課 消防署
【マニュアル編】 M3-05-01 災害防除計画

1 事前措置の指示

がけ崩れのおそれのある土地や風害のおそれのある広告物・煙突等、災害時に、その災害を拡大させるおそれがある施設・物件については、被害拡大防止のため、必要な範囲において、除去・保安等の措置を直接指示します。事前措置は、おおむね気象警報発表等災害の発生が具体的に予想される場合や被害が拡大しつつある場合等に指示します。文書での指示を原則としますが、緊急を要する場合はとりあえず口頭で指示します。

2 事前措置の実施者(代行者)

事前措置は原則として市本部長(市長)が実施しますが、本部長が行うことが困難で、警察機関における措置が適当(効果的)なときは、県支部警察班長に要請します。また、緊急の事前処置が必要で、市本部長に報告して実施する余裕のないとき、一定の範囲(直接的経費が不要、原型のまま持ち運びでき容易に元どおりにできる等)の措置については、現地に居合わせる消防署班員又は市本部職員が代行します。

《資料編》

- S3-03-03-01 県防災ヘリコプター支援要請
- S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場
- S3-03-03-03 県防災ヘリコプター場外離着陸場
- S3-05-01-01 事前措置実施者・実施代行者
- S3-05-01-02 水防に関する配備体制
- S3-05-01-03 巡回時に留意する点
- S3-05-01-04 水防対策応援要請時に明示する事項

第2項 消防計画

【実施担当部署】 消防署

1 火災への対応

消防機関は、速やかに火災(林野火災を含む)の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

事故災害に伴って火災が発生した場合には、道路管理者や関係事業者は、初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力します。

2 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底します。

3 原子力災害に伴う火災への対応

原子力事業者及び運搬を委託された者は、核燃料物質等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こった場合や、当該自動車等に延焼するおそれがある火災が起こった場合は、消火・延焼防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防機関に通報します。事故の通報を受けた消防機関は、直ちに県に報告するとともに、事故状況の把握に努めます。

消防機関は、輸送責任者や同行している専門家から情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と密接な連携をとって消火活動にあたります。輸送責任者や専門家が同行していない等、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物の把握に努めます。また、目視による確認、サーベイメータによる計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、その情報等を関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請します。国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応します。

放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討します。

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を担う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等にメンタルサポートチーム等の派遣を要請します。

《資料編》

➤ S3-01-01-11 大規模火災発生時の情報伝達系統

第3項 水防計画

【実施担当部署】土木課 消防本部

1 水防本部の設置

市の水防活動の統轄運営を円滑に実施するため、必要な場合は、水防活動に特に関係の深い部班により市役所内(本庁)に水防本部を設置します。水防本部は「瑞浪市災害対策本部」が設置された場合には、「瑞浪市災害対策本部」に統合されます。

2 気象警報等への対応

土木班は、消防署班から水防上の警報・注意報を受信した場合、土木班員の待機、消防部等との協議、水防資機材の確保等、速やかに必要な措置を講じます。

3 出動要請

土木班は、河川等が氾濫注意水位に達したとき、又は気象注意報、水防警報等により消防団の出動が必要であると認めたときは、消防部を通じて消防団長に消防団の出

動を要請します。要請を受けた消防団長は、各分団長に出動場所を指示し、出動を命じます。出動を命じられた分団長は、消防団長が指示する箇所の警戒にあたるとともに、団員の出動状況(氏名、人員、装備、期間等)を速やかに把握し、消防団長に報告します。

4 非常警戒

出動命令により消防団員が出動した場合、消防団長は、水防区域内の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衡部、その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側、天端裏側等を巡回させます。異常を発見したときは、ただちに消防部に報告します。

5 警戒区域の設定等

消防長は、水防活動上必要であると認めたときは、市本部長に報告の上、警戒区域を設定して無用な者の立入を禁止・制限します。また、必要に応じ、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防活動に従事させます。

6 避難

土木班長は、洪水等により市民の生命が危険にさらされていると認めるときは、市本部長にその旨を報告します。避難等が必要な地域の市民に対しては、市本部長が、避難、立ち退きの広報を行います。

7 報告

土木班は、水防作業が終了したときは、所定の書類を作成して市本部に報告します。

8 応援等の要請

地域内被害が激甚で水防活動要員や水防資機材等が不十分な場合等、市単独では水防活動が実施できない場合、消防署班(現場責任者)は、土木班と協議の上、県支部土木班、隣接市町に応援等の要請を行います。

《資料編》

- S3-05-03-01 防災(水防)倉庫所在地
- S3-05-03-02 防災(水防)倉庫物資・資機材備蓄状況
- S3-05-03-03 水害時等の土取場
- S3-05-03-04 浸水想定区域内要援護者施設
- S3-05-03-05 岐阜県多治見土木事務所水防活動要綱抜粋

第4項 地震災害対策

【実施担当部署】土木課、農林課

1 河川、ため池及び土砂災害警戒区域等の点検

地震発生後、直ちに情報収集に努め、必要に応じて災害発生の危険の有無を調査します。危険箇所を発見した場合には、速やかに適切な応急対策に努めるとともに、必要に応じて市民への警戒避難体制の指示を行います。

第5項 原子力災害対策

【実施担当部署】各課共通

1 災害発生時の対応

原子力事業者及び運搬を委託された者は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、以下のような措置を迅速かつ的確に行います。

- 最寄りの警察及び消防機関、市等へ迅速な通報
- 消火、延焼防止の措置
- 核燃料輸送物の安全場所への移動
- 標識等の設置による事故現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- 緊急時モニタリングの実施
- 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- 放射線障害を受けた者の救出、避難及び除染等の措置
- その他放射線障害の防止のために必要な措置等

また、事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施します。

2 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、原子力災害に伴う緊急避難完了後、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携して、避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務を含む)を行うとともに、健康管理調査等の実施(子どもを優先して実施)、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下での汚染廃棄物の処理や除染等に努めます。

3 放射性物質による汚染の除去

災害原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施します。市及びその他関係機関は、事業者による速やかな汚染の除去が行われるよう汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努めます。また、市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行います。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、緊急時モニタリングの結果、飲料水の汚染度が基準を超えた場合等は、飲料水や飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を実施します。

また、市は、飲料水等の摂取制限を実施したときに各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、該当する市民に飲料水の供給を行います。

《資料編》

➤ S3-01-01-06 原子力災害発生時の情報伝達系統

第6項 危険物等災害対策

【実施担当部署】各課共通

1 危険物災害時等の対応

事業者は、応急点検及び応急措置等の的確な対策を講じます。

市は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令、施設・設備の緊急点検や応急復旧等、適切な応急対策を実施します。

《資料編》

➤ S3-01-01-07 危険物等災害発生時の情報伝達系統

第7項 県防災ヘリコプター支援要請計画

【実施担当部署】消防署 危機管理室

市民の生命、身体、財産の保護に当たり、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合、市は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県知事に対して県防災ヘリコプターの支援を要請します。

支援要請は、消防長(消防部)から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリにより行います。物資及び負傷者等の搬送、災害情報収集等のために防災ヘリコプターの支援が必要な場合は、市本部長(市長)が、県本部ヘリ統制チームに出動を要請します。

《資料編》

➤ S3-03-03-01 県防災ヘリコプター支援要請

➤ S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場

➤ S3-03-03-03 県防災ヘリコプター場外離着陸場

第8項 大規模停電対策

【実施担当部署】危機管理室

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施します。

2 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供します。

- ・ 停電及び停電に伴う災害の状況
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 停電の復旧の見通し
- ・ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ・ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- ・ その他必要な事項

3 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施します。

また、復旧計画等の情報共有を図ります。

4 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行います。

5 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めます。

第6節 被災者救助保護計画

第1項 応急救助の手続等

【実施担当部署】税務課 社会福祉課 商工観光課
【マニュアル編】M3-06-01 応急救助の手続き

1 被災者台帳の作成

社会福祉班は、税務班と連携し、被害状況の把握に当たります。また、関係各班の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、税務班の協力を得て、速やかに「被災者台帳」を作成します。

2 罹災証明書の発行

社会福祉班は、災害により住家等に損害を受けた者に対して「罹災証明書(一般)」を交付します。この際、発災後に行われる県によるビデオ会議システムを活用した住家被害調査及び罹災証明書交付に係る事務の市町村向け説明会に参加し、県及び他の被災市町村間との調整を図ります。災害時の混乱等により、罹災証明書が災害時の混乱等により、罹災証明書が発行できない場合は、「仮罹災証明書」を作成交付し、後日速やかに「罹災証明書」と取り替えます。住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難(旅行)する者から要請があった場合は、「り災者旅行証明書」を作成し交付します。

また、商工観光班は、り災商工業者に対して、住居以外の事業所、工場、店舗等の建物およびその他の事業用資産についての「罹災証明書(商工業者)」を交付します。

3 災害救助法の適用

市地域内の被害状況が一定の基準を満たし、県本部長が災害救助法に基づく救助が必要であると認めた場合、災害救助法が適用されます。県本部長は、社会福祉班が報告する被害及び応急対策実施状況に基づいて、災害救助法の適用を決定します。

4 市本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生した場合や災害発生のおそれがある場合、市本部は、地域防災計画に従って被災者の救出、避難所の開設及び炊き出し、医療、助産等の応急救助を実施し、その状況を速やかに県本部防災班に報告します。実施した応急救助については、災害救助法適用時には災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない場合は市本部単独の救助として処理します。

5 救助実施状況の報告

社会福祉班は、災害救助法に基づく救助を実施しようとした場合又は実施した場合、所定の書類によって毎日の状況を県支部総務班経由で県本部防災班に報告します。

《資料編》

- S3-06-01-01 被災者台帳作成時の留意点
- S3-06-01-02 罹災証明書作成時の留意点
- S3-06-01-03 災害救助法適用基準
- S3-06-01-04 救助の種類と実施者
- S3-06-01-05 岐阜県災害救助法施行細則（別表第1）
- S3-06-01-06 救助別報告事項及び内訳表

第2項 避難計画

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-06-02 避難計画

1 避難の指示

災害により危険が急迫し、人命保護や災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難の指示を行います。避難の指示は市長、県知事(又はその命を受けた土木関係職員)、警察官、自衛官等のいずれかが行います。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行います。

避難の指示を行った避難指示者は、直ちに危機管理室に通知します。通知に当たっては、対象地域、避難時間、指定避難所、避難経路、誘導者名、指示理由等を明示します。市本部における避難の周知徹底は、その通知に基づいて危機管理室が行います。また、市長、警察官及び自衛官が避難に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知します。

なお、原子力災害対策特別措置法に基づいて内閣総理大臣からの避難指示等の実施指示があった場合や、事故等により原子力安全委員会が定める指標に予測線量が該当すると認められる場合にも、組織的避難を行います。

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めます。

2 注意喚起及び高齢者等避難の発信

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、必要な地域の必要と認める市民等に降雨、河川水位、異常現象等の情報を知らせて注意喚起するとともに、その状況に応じて市民等が自ら危険性を判断して速やかに避難する「自主避難」を促します。

また、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達します。

3 避難行動の分類

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。避難行動には、「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」があります。

(1) 立退き避難

災害リスクがある地域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）から、対象とする災害に対して安全な場所（指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅等の自主的な避難先）に移動すること

(2) 屋内安全確保

洪水等に対しては、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない、浸水しない居室がある、水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分ある方は、自宅等の浸水しない上階へ避難（垂直避難）または留まる（待避）

(3) 緊急安全確保

災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等が、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所（自宅等の崖から少しでも離れた部屋で待避、近隣の堅牢な建物緊急的に移動）へ直ちに移動すること

4 避難情報の判断基準

瑞浪市は、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づいて策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル」により避難情報の発令基準を明確にし、「高齢者等避難」を含め、避難情報を適切に発令します。発令においては、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

また、躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努めます。

5 避難の周知徹底

避難の指示の通知を受けた危機管理室は、市防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式 LINE、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、電話、ラジオ・テレビ放送、口頭等、適切な方法を適宜組み合わせて用い、可能な限り短時間のうちに、避難対象地域の市民、その他関係機関に避難の指示の周知徹底を図ります。

周知徹底にあたっては、避難指示者及び避難誘導者（機関）、避難場所及び避難経路、予想される災害の概要と見通し等、必要な事項をできる限り具体的に示します（特に避難までに時間的余裕がある場合等）。また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫する等して、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

なお、災害現地で直接避難の指示を行ったときは、関係者の協力を得て、その地域

内の市民等に周知徹底を図ります。

6 避難の誘導

避難誘導者は、避難指示者から通知を受けた場合や本部長から命ぜられた場合には、直ちに避難者の誘導にあたります。避難誘導にあたっては、避難場所、避難経路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報などの情報提供に努め、特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。

その際、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすることや、避難情報に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

避難の指示を受けた市民等(自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員等)は、当該地域の要配慮者の避難誘導に地域ぐるみで協力支援します。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)

7 病院等への移送

市本部は、避難の連絡を受けた場合、病人、高齢者、障がい者等のうち自力又は家族等の助力によっても避難することができない者のために、患者輸送車等を派遣します。市本部の輸送車のみでは不足する場合には、現地において適当な自動車の所有者に移送の要請をする等の方法をとります。

8 パトロール活動等の強化

警察は、避難のための立ち退きの指示等が行われた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努めます。

9 避難所の指定

市本部は、避難指示者等と協議し、災害の規模・発生状況等に応じて、あらかじめ指定しておいた避難所(以下「指定避難所」という。)の中から避難に適した場所を指定します。市本部は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。指定の際は、あらかじめ施設の安全性を確認します。ただし、ライフラインの回復に時間がかかる、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、

原則として指定しないものとします。また、いずれの指定避難所も適当でないときは、地域の避難所(地域の区長等と協議し、クラブ、集会場等を指定)や縁故者宅等に避難させます(この場合も併せて避難者として報告)。さらに、指定避難所だけでは、施設が量的に不足する場合や、感染症拡大防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めます。なお、避難指示によらず避難する場合は、直ちにその旨を市本部に連絡し、その後の処理について社会福祉班の指示に従います。

指定避難所が野外で、避難者を収容保護することが困難な場合等は、集团的に収容保護できるテント等適当な施設へ移送して保護します。

市本部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。

10 避難所の開設及び収容保護

社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

市本部は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

市は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理室と社会福祉・教育各班及び健康づくり班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、社会福祉・教育各班及び健康づくり班は、危機管理室に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。

避難所の開設や避難者の収容保護に必要な労力は、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めます。併せて、避難所の運営への女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

市本部は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。また、避難者に係る情報

の早期把握に努めるとともに、特に負傷者、災害遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じます(要配慮者の健康状態把握と要配慮者への情報提供には十分配慮)。さらに、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等にも配慮します。

社会福祉・教育各班は、危機管理室を通じて、避難者の収容保護に必要な物資を確保するとともに、仮設トイレの設置等を行います。必要な物資等の確保が困難な場合は、危機管理室が県支部総務班を通じ県本部防災班に要請します。

市本部は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めます。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

市本部は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。

なお、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を促します。

1.1 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。

1.2 避難所の開設期間

避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とします。ただし、8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日目以内に県支部(救助班)を経て、県本部に開設期間の延長を要請します。

1.3 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため瑞浪市内において避難者の収容保護ができない場合、社会福祉班は、危機管理室を通じて、県支部(総務班)に応援要請をします。ただし、緊急を要する場合は、直接県本部(防災班)又は隣接市町、県支部(警察班)に応援を要請します。

1.4 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、

市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に当該他の都道府県と協議するよう求めます。なお、事態に照らし緊急を要すると認めたときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

《資料編》

- S3-06-02-01 避難の実施責任者
- S3-06-02-02 避難の指示者
- S3-06-02-03 避難に関する措置を実施した場合の関係機関への通知
- S3-06-02-04 避難の周知徹底事項
- S3-06-02-05 避難の周知徹底方法
- S3-06-02-06 避難にあたっての留意事項
- S3-06-02-07 瑞浪市指定避難所・指定緊急避難場所
- S3-06-02-08 避難指示の連絡系統

第3項 災害広報

災害発生後、市は、災害の発生状況や応急対策活動の状況、被災者生活に関する情報など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供に努めます。また、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力を得て、正確な情報提供を行うとともに、デマ等の事実を確認したときはその解消のため適切な措置を講じます。

広報にあたっては、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮します。

第4項 食料供給計画

【実施担当部署】社会福祉課 農林課 商工観光課 学校給食センター
【マニュアル編】M3-06-04 食料供給計画

1 炊き出し等の実施

被災者及び被害応急対策従事者のための炊き出し等に関しては、食料の供給は社会福祉班及び給食班が担当し、食料供給のための原材料は農林班が、燃料等の物資は商工観光班がそれぞれ分担協力して調達します。なお、小規模災害時の地区単位での炊き出しについては、各区あるいは各組単位でそれぞれ実施します。

炊き出しは、市指定避難所のうち使用可能な施設を利用して行います。また、必要に応じ、学校給食に支障のない範囲で学校給食センター施設の利用も検討します。当該施設が使用できない場合や当該施設からの運搬が不可能な場合は、避難所にできる限り近い適当な場所・施設で炊き出しを実施します。

なお、食料の供給に当たっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅の入居者、広域避難者等にも配慮します。

2 食料の確保

炊き出し及び食品給与に必要な米穀は、原則として、農林班が管内の米穀販売業者から購入します。災害救助法が適用された場合で、米穀の確保が困難なときは、県支部総務班を経由して県本部農産園芸班に要請します。副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、商工観光班が行います。ただし、市内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市町に要請します。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

3 炊き出しの方法等

炊き出しの方法等は、社会福祉班が施設管理者と協議して決定します。炊き出しは、基本的に市本部が直接、奉仕団等の協力を得て、避難所等適切な公共施設を利用して実施しますが、民間給食業者及び米飯業者による炊き出しが適当な場合、社会福祉班は業者に献立、費用基準等を示して委託・購入します。被災をまぬがれた、あるいは災害の危険のない地域の家庭で分散して炊き出しを行うことが適当な場合は、自主防災組織、奉仕団、ボランティアを通して各家庭に割当て、主食(弁当又はにぎり飯等)の炊き出しを行います。家庭での炊き出しは、災害発生後1～2食分とし、できる限り速やかに避難所等適切な公共施設の利用による炊き出しに切り替えます。

以上の方法での炊き出しが不可能な場合、あるいは、適宜の場所に仮設して炊き出しを行うことが適当な場合は、適当な場所に炊飯具を仮設して、炊き出しを行います。この場合、できるだけ既存の建物を利用しますが、不可能な場合は、野外に天幕等を張って炊き出し場所を仮設します。

4 連絡責任者

各炊き出し場所には市本部職員を連絡責任者として派遣して駐在させ、炊き出しが円滑に実施されるようにします。避難所で炊き出しを実施する場合は、避難所駐在員が連絡責任者を兼ねます。連絡責任者は、社会福祉班の指示に従い、炊き出しの実施及び配分割当て(又は指揮)を行うとともに、炊き出し品を食事場所(配分場所)まで輸送します(輸送に自動車等が必要な場合は、危機管理室に連絡して、自動車等を確保)。また、炊き出し施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うとともに、炊き出しに関する記録を残します。連絡責任者は、さらに、食品の衛生に常に心掛けます。

5 応援の要請

市本部において炊き出し等食品の供給ができない場合、社会福祉班は、危機管理室を通じて、県支部総務班に応援を要請します。緊急を要する場合は、隣接市町に直接応援の要請を行います。

《資料編》

- S3-06-04-01 食料緊急引渡要請の引渡品目・数量・引渡場所
- S3-06-04-02 食料緊急引渡要請による引渡手続き
- S3-06-04-03 炊き出し施設一覧
- S3-06-04-04 地震時の避難所における食料供給計画
- S3-06-04-05 食品衛生に関する留意点
- S3-06-04-06 連絡責任者への指示事項
- S3-06-04-07 災害救助法に基づく食料供給実施基準

第5項 給水計画

【実施担当部署】上下水道課

【マニュアル編】M3-06-05a 給水計画、M3-06-05b ライフライン施設の応急対策

1 飲料水の供給

災害のために飲料水が枯渇した場合や、飲料水が汚染して飲料に適する水を得ることができない場合、上下水道班は、消防部、ボランティア等の協力を得て、飲料水の供給を行います。市本部において給水が実施できない場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等の規定に基づき、県支部保健班に応援等の要請を行います。ただし、緊急を要するときは、隣接市町村のうち被災をまぬがれた市町村本部に直接応援を要請します。

災害救助法による給水については、県本部防災班が担当し、県支部保健班、県本部水道班の協力を得て実施します。

2 給水方法

飲料水は、災害時応援協定に基づき瑞浪市管工事組合の協力を得て、応急給水設備や緊急遮断弁設置の配水池、消火栓等の適当な水源からタンク車及びポリ容器により被災箇所等に運搬し、供給します。また、応急給水設備設置場所(釜戸コミュニティーセンター、桜寿荘、総合消防防災センター、稲津町小里旧羽広消器庫跡地、瑞浪市農産物等直売所、駅北ロータリー、戸狩区民会館、西洞公園、和合公園、瑞浪北中学校前)においても給水します。

飲料水の供給にあたり順位を設けて配分する必要があるときは、①病院(手術、入院施設のある病院を優先)、②避難所及び炊き出し場所、③社会福祉施設、④断水地域の市民、施設、という順序で給水します。

なお、給水に当たっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅の入居者、広域避難者等にも配慮します。

3 水道対策

上下水道班は、災害発生が予想される場合、災害による水道事故に対処するため技術職員及び必要な要員を待機させるとともに、資材整備に努めます。また、災害発生時には、施設を巡回して事故発生の有無を確認するとともに、施設損壊・漏水等を発見したときは、応急措置を行います。状況によっては、災害時応援協定に基づき、瑞

浪市管工事組合に応援を要請し、復旧作業の円滑化を図ります。水道施設に被害があったときは、県支部保健班を経由して県本部健康福祉部及び県本部薬務水道班に報告します。

《資料編》

- S3-06-05-01 給水の目安
- S3-06-05-02 給水資機材保有状況
- S3-06-05-03 給水順序
- S3-06-05-04 災害救助法に基づく給水実施基準
- S3-06-05-05 下水道施設の緊急調査・緊急措置
- S3-06-05-06 下水道施設の応急調査・応急復旧

第6項 生活必需物資供給計画

【実施担当部署】社会福祉課 商工観光課 危機管理室
【マニュアル編】M3-06-06 生活必需物資供給計画

1 生活必需物資の調達・配分

災害により被服、寝具等の生活必需品を喪失・き損し、直ちに入手することができない状態にある者に対し、社会福祉班は、寝具、衣料品、身の回り品、日用品、その他の物資の給与・貸与を行います。給与・貸与する物資については、商工観光班が、市内の小売業者、商工会議所等に協力を依頼して確保します(災害からの時間経過や季節等によって、必要な物資が変化することに留意)。物資輸送は、危機管理室が担当します。関係班の職員が不足する場合は、関係班以外の班、自主防災組織、ボランティア等の応援・協力を求めて迅速かつ的確に実施します。

災害救助法が適用された場合、物資の確保及び輸送は原則として県本部が実施し、各世帯に対する割当及び支給を市本部が担当します。現地において直接確保することが適当であると県本部長が判断した場合は、県支部又は市本部が物資を確保します。また、県本部又は県支部から指示があった場合は、社会福祉班の要請に基づき、商工観光班が、指示条件に従って市地域内あるいは隣接市町において物資を購入・確保します。市本部が配分・支給できないときは、県支部、その他の機関が協力して実施します。

2 生活必需物資の集積・配分

物資の集積・配分場所となる地域内輸送拠点は、市民体育館、瑞浪中央公園とします。ただし、災害時の近辺の道路渋滞・混雑を緩和するため、必要に応じて他の適切な場所へ配送拠点を分散させる等の方策をとります。

被災世帯に対する物資の支給は、社会福祉班が給与責任者を決めて実施します。物資支給場所は、物資管理上の理由等から、原則として市役所及び各コミュニティセンターとします。給与責任者は、被災者に対し、あらかじめ給与の場所・日時を通知するとともに、関係事項を記録します。避難所で給与する場合は、避難所の責任者が

給与責任者を兼ねます。

なお、物資の支給に当たっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅の入居者、広域避難者等にも配慮します。

《資料編》

- S3-02-01-12 地域内輸送拠点候補地
- S3-06-06-01 物資割当上の注意
- S3-06-06-02 地震時の避難所における生活必需物資供給計画
- S3-06-06-03 災害救助法に基づく生活物資供給基準

第7項 応急住宅対策

【実施担当部署】 社会福祉課 都市計画課 土木課 危機管理室 健康づくり課
【マニュアル編】 M3-06-07 応急住宅対策

1 応急住宅対策の実施

災害により住宅を失ったり、破損又は土石の流入等によって居住することができなくなったりした者のうち、自力(自費)での復旧が困難な者に対しては、住宅に関する各種対策により、住宅の確保、修繕、障害物の除去等を支援します。

2 住宅対策等の策定

都市計画班は、その他関係各班と協力して、住宅に関する各種対策を策定します。ただし、住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、市の本部員会議に諮って決定します。

都市計画班は、社会福祉班と協力し、説明会を開催したり、相談所を開設したりして、住宅に関する諸制度及びその内容を被災者に説明するとともに、公営住宅・仮設住宅・社会福祉施設への入居、各種福祉資金の借入、住宅の応急修理、障害物除去等の希望者を調査します。仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物除去の希望者については、都市計画班がとりまとめ、該当地域の民生委員・児童委員や地域区(組)長等の意見を参考にして、その予定者を選定し、順位を決めます。

住宅対策のうち、特に総合住宅対策の策定、応急仮設住宅建設予定世帯の選定、住宅応急修理予定世帯の選定、障害物除去予定世帯の選定、公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定については、本部員会議に諮って決定します。

住宅対策が決定したら、都市計画班は、災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告します。

3 仮設住宅の建設

市本部において都市計画班が直接仮設住宅を建設する場合は、都市計画班の要請により、土木班及び危機管理室が協力します。

用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所を公共用地等から優先して確保します。私有地を活用する場合は、後日問題が起こらないよう十分協議の

うえ選定します。また、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定します。相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮します。

市のみでは仮設住宅を建設できない場合、都市計画班は、県支部建築班に応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は、県本部住宅班に支援を要請します。

4 被災者の仮設住宅への入居

都市計画班は、被災者の仮設住宅への入居にあたり、仮設住宅の趣旨や貸与期間が2年間であること等を十分に説明するとともに、入居誓約書の提出を求めます。

都市計画班は、入居予定者が仮設住宅に入居したときには、入居者台帳を作成し、入居誓約書とともに整備保管します。作成した入居者台帳は、その写しを、県支部総務班を経由して県本部防災班に提出します。

なお、要配慮者については、公営住宅への優先的な入居に努めます。また、仮設住宅の入居者選定にあたっては、要配慮者が円滑に入居できるよう配慮します。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、心のケアを通じた孤独死や引きこもり等の防止、入居者によるコミュニティの形成に努めます。孤独死の防止等のためのアフターケアに必要な入居者情報の第三者提供についても、事前に同意を得る等の配慮をします。加えて、女性をはじめとする生活者の意見の反映(運営への女性の参画を推進)、要配慮者のニーズへの対応、愛玩動物の受け入れ(必要な場合)にも配慮します。

6 住宅の応急修理、障害物の除去

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、生活能力の低い者に対しては、応急修理を都市計画班が実施します。

また、自己の資力では住宅内及び住宅周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難な場合は、土木班及び都市計画班が、人夫を雇い、機械器具を借り上げて直接又は土木業者に請負わせて障害物の除去を実施します。

7 住宅の応急危険度判定

都市計画班は、市本部長から応急危険度判定実施の指示があった場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡します。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施します。住宅の応急危険度判定については、都市計画班が、県及び近隣市町村、建築関係団体と連携して行います。ただし、災害の状況により対象住宅が多大な場合は、都市計画班の要請により、土木班及び危機管理室が協力します。

また、宅地の被害に関する情報に基づいて宅地危険度判定の実施を決定した場合、

市は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施します。また、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請します。

8 その他の住宅対策

公営住宅及び住宅金融支援機構融資対策については、都市計画班が担当します。また、低所得世帯等に対する住宅融資等については社会福祉班が担当します。

《資料編》

- S3-06-07-01 本部員会議での決定事項
- S3-06-07-02 住宅に関する諸制度
- S3-06-07-03 建設用地の選定方法・注意点
- S3-06-07-04 仮設住宅入居者の条件
- S3-06-07-05 仮設住宅建設に関する備付帳簿等

第8項 医療・助産計画

【実施担当部署】健康づくり課 消防署
【マニュアル編】M3-06-08 医療・助産計画

1 災害時の医療・助産

災害が発生し平常の医療が不可能又は困難となった場合、市は、土岐医師会及び東濃厚生病院をもって医療班を編成し、応急医療、助産救助を実施します。医療班は、健康づくり班の要請によって、市の設置する救護所等において診療にあたります。救護所として適当な施設がない場合は天幕等により野外に設置した現地救護所において診察にあたります。なお、医療班が出動し、救助に従事したときは、記録を作成し、健康づくり班に提出します。

市の医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県支部保健班に派遣を要請します。また、市本部単独での実施が不可能又は困難である場合は、県本部、日本赤十字社及び岐阜県医師会等が医療班を派遣する等の方法によって実施します。緊急を要する場合は、隣接市町の本部又は医療機関に対して応援の要請をします。大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等は、必要に応じて、医療関係機関又は政府本部に対して、県を通じて災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。

被災地又は隣接地域の医療機関(医療施設)で医療を行うことが適当と判断される場合、健康づくり班は、医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて医療を実施します。この場合、社会福祉班は患者に医療券を交付し、患者は医療機関に医療券を提示して診療を受けます。

また、市は、災害時に歯科医療救護活動が必要な場合、瑞浪歯科医師会をもって歯科医療救護班を編成し、歯科医療に関する救助を実施します。

2 重症者の移送・収容

医療を要するものの状態が重症で医療施設(病院等)に収容する必要がある場合、医療班、医療機関又は発見者は、消防署班に通知し、健康づくり班と協議の上で救助に適当な医療施設に移送・収容します。

重症者等の後方医療機関への搬送は、消防署班が健康づくり班と協議の上で実施します。患者の移送にあたり自動車等の輸送手段が必要となった場合、消防署班は、直ちに危機管理室に車両等の確保を要請します。早急に医療を施す必要があり、空中輸送を必要とする場合、消防署班は、県本部ヘリ統制チームに県防災ヘリコプター・県ドクターヘリコプターの出動を要請します(又は、危機管理室の協力を得て、県本部ヘリ統制チームに自衛隊ヘリコプターの出動を要請します)。

3 広域後方医療活動の要請

移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合等には、必要に応じて県と連携し、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)に、市外の医療施設での広域的な後方医療活動を要請します。また、広域後方医療施設への移送予想人数を踏まえ、関係機関と調整の上、県と連携して広域搬送拠点を確保・運営し、そこから市外の医療施設への移送を実施します。

4 トリアージの実施

医療・救護活動の実施に当たっては、大規模災害が発生し多数の負傷者が出た場合等、必要に応じてトリアージ(治療や搬送の優先順位をつけて、負傷者を分類すること)を実施し、効率的な活動に努めます。

5 原子力災害時の対応

原子力事業者及び運搬を委託された者は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害によって負傷者が出た場合、負傷者の速やかな救出、必要なモニタリングを実施する一方、消防機関に通報します。消防機関は、事案の概要に配慮し、必要な人員機材等を現場に出動させ救出にあたるとともに、危機管理室に事案の発生を通報します。救出にあたっては、事前にモニタリングを行い、職員等の安全確保を図ります。

原子力事業者は、放射性物質により汚染された負傷者若しくはそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、汚染の有無を確認し、汚染者に対して必要な除染措置を行います。汚染者等が生命の危険にさらされる等、汚染の有無の確認及び除染を行うことが困難な場合は、消防機関と協議の上、汚染の拡大防止措置を施し、搬送担当機関職員の十分な被ばく管理を行うとともに、汚染拡大防止や除染の知識を有する者を救急自動車等に可能な限り同乗させ、医療施設に搬送します。

負傷者等を収容する際には、国から派遣された専門家又は事業者の指示に基づきます。初期被ばく医療の結果、汚染や被ばく等の程度に応じて国又は事業者の指導によ

り、緊急被ばく医療機関又は放射線障害専門病院に移送します。移送に当たってはヘリコプター搬送についても検討します。

6 医薬品、衛生材料等の確保

医療班による医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班を編成する医療関係者(医療機関)の手持品、又は、薬剤師班を編成する瑞浪市薬剤師会が携行・調達した医薬品等を使用し、後日補てん又は代価支払を行います。病院等より医薬品等の調達の要請を受けた場合、健康づくり班は、管内の病院、医薬品等卸売業者、医薬品等製造業者等に連絡し、医薬品等を確保します。管内で医薬品等の調達ができないときは、県支部保健班に調達を依頼します。

7 医療機関の対策

医療機関は、災害の状況や地域環境等の条件を考慮して、実情に即した対策を講じます。救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者(負傷者)の収容診断に万全を期します。

医療機関、特に患者収容施設(病院等)において、避難・誘導移送が必要となった場合は、患者の条件(重軽傷の別、精神患者)等を考慮し、事前に決定しておいた避難順序及び予定避難場所等に従って、患者の避難・誘導移送を実施します。移送にあたっては、できる限り看護師等が付添います。応急治療は、避難場所で行います。施設等の被害により治療できないときは、市本部等に連絡して適宜の処置を行います。

患者収容施設の被害が甚大で、長期間にわたって診療を継続できる見込みがない場合等は、収容患者を、他の適当な施設に転送します。適当な施設がないときは、市本部等の関係機関に斡旋等を要請します。

患者給食は、できる限り収容機関において実施します。ただし施設の被害等により不可能なときは、市本部に連絡し、被災者への応急的な給食を実施します。

《資料編》

- S3-02-01-02 自衛隊ヘリコプター応援要請
- S3-03-03-01 県防災ヘリコプター支援要請
- S3-03-03-02 ヘリコプター緊急離着陸場
- S3-03-03-03 県防災ヘリコプター場外離着陸場
- S3-06-08-01 医療班の編成
- S3-06-08-02 市内医療機関一覧
- S3-06-08-03 医療・助産救助の対象者
- S3-06-08-04 岐阜県医師会災害医療救護隊土岐支部編成表
- S3-06-08-05 医薬品等確保系統図
- S3-06-08-06 応援の要請系統
- S3-06-08-07 災害救助法に基づく医療・助産救助の実施範囲と程度

- S3-06-08-08 診療記録
- S3-06-08-09 地震時の医療（助産）救護活動体系
- S3-06-08-10 医療活動の手順
- S3-06-08-11 医師会等への医療班派遣要請系統
- S3-06-08-12 県及び周辺地域の医療機関への医療班派遣要請系統
- S3-06-08-13 トリアージ基準例

第9項 被災者救出計画

【実施担当部署】社会福祉課 健康づくり班 消防署 危機管理室

【マニュアル編】M3-06-09 被災者救出計画

1 被災者の救出

災害時には、生命・身体が危険な状態にある者を救出したり、生死不明の状態にある者に対して必要な救助、搜索、保護を図ったりします。

また、救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出にあたります。独自で救出できない場合は、消防署班又は警察官に通報します。

2 救出の方法

市本部による救出は、社会福祉班と消防署班が協議して方針・対策を決定します。

救出作業は、消防部を通じて消防団長に消防団の出動を要請し、消防団長又はその代理者の指揮のもと消防団員を動員して実施します。要員が不足するときは、その場に居合わせる活動可能な者の協力を得ます。なお不足する場合や、特殊技術を有する技術者を必要とする場合、救出指揮者は、危機管理室に連絡して応援を得ます。連絡を受けた危機管理室は、市本部班員を派遣したり、技術者を動員（雇上げ）したりします。

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）します。確保できない場合、救出指揮者は、市本部に要請します。

3 機関相互の連絡

救出活動にあたり、救出指揮者は、出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体的に救出作業を行います。救出後、医療を要する場合は、医療機関と連絡をとり、待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努めます。なお、救出作業の状況は、救出指揮者が逐次、市本部に連絡するとともに、救出終了後、使用資機材の使用状況についても連絡します。

4 支援の要請

消防署班が救出作業を実施できないと判断した場合や、機械器具等の借入れができない場合は、県支部総務班に内容を明示して支援等の要請を行います。ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県本部ヘリ統制チームに県防災ヘリコプターを要請します。

《資料編》

- S3-06-09-01 救出に必要な労力又は機械器具等の確保
- S3-06-09-02 機関相互の連絡
- S3-06-09-03 救出対象者
- S3-06-09-04 災害救助法に基づく被災者救出の実施基準

第10項 学用品等支給計画

【実施担当部署】社会福祉課 学校教育課
【マニュアル編】M3-06-10 学用品等支給計画

1 学用品等の支給

災害による住家の被害により学用品を滅失・き損し、就学上支障のある小中学校児童・生徒に対して、被害の実情に応じて、教科書(教材を含む。)、文房具、通学用品を支給し、教育活動の確保に努めます。

2 支給の方法

災害救助法が適用された場合、市本部における教材、学用品の調達、支給は、社会福祉班の要請に基づいて、学校教育班が担当します。災害救助法が適用されない場合、学校教育班が教科書の斡旋を行います。

《資料編》

- S3-06-10-01 調達する学用品等の種別
- S3-06-10-02 災害救助法による学用品支給条件

第11項 災害援護資金等貸与計画

【実施担当部署】社会福祉課
【マニュアル編】M3-06-11 災害援護資金等貸与計画

1 災害援護資金等の貸与

災害により、被災した生活困窮世帯等に対しては、災害援護資金、生活福祉資金(災害援護資金)、母子福祉資金、寡婦福祉資金資金による融資を行います。

災害の規模等により、被災者として前記資金による融資を受けられない世帯等については、一般資金(特別給付金国庫債券担保貸付金、恩給担保貸付金、特別弔慰金国庫債券担保貸付金)を融資します。

2 融資希望世帯の調査

社会福祉班は、融資希望世帯の調査を行い、災害発生後5日以内に資金別に融資希望をとりまとめます。調査にあたっては、民生委員・児童委員等の協力を得て、被災者に各制度の内容・条件を説明したり、融資希望者の相談に応じて適当な資金の選択について指導を行ったりします。

災害救助法による援護資金については、他の援助とは別に県支部総務班から指示が

あった場合のみ、希望をとりまとめます。希望をとりまとめた後、社会福祉班は、社会福祉協議会の意見を聞く等慎重を期して、災害発生後7日以内に選考順位を決定します。

社会福祉班は、災害発生後10日以内に、融資希望のとりまとめ及び援護資金についての選考順位を決定し、県支部総務班に報告します。

《資料編》

- S3-06-11-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件
- S3-06-11-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件
- S3-06-11-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

第12項 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

【実施担当部署】社会福祉課 環境課 消防本部 消防団

【マニュアル編】M3-06-12 死亡が推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

1 死亡が推定される者の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況から死亡していると推定される者の搜索を行う場合、社会福祉班が消防部、県支部警察班(警察官)と協議して対策を立て、健康福祉部が消防団の協力を得て実施します。災害条件や遺体が他市町へ流失したこと等により市本部において搜索が実施できない場合、社会福祉班は、県支部救助班に応援を要請します。急を要する場合等で隣接市町本部又は下流市町に応援を求めることが適当なときは、直接隣接市町本部に搜索応援を要請します。

2 遺体の見分け、処理

災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見・承知した場合、社会福祉班は、速やかに県支部警察班(警察官)に連絡し、その見分けを待って、必要に応じて遺体の処理を進めます。遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理が必要な場合は、医療班又は医師が行い、環境班は、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を進めます。

また、環境班は、棺、骨壺、ドライアイス等の確保に努めます。市本部において遺体処理が実施できないときは、県支部総務班に応援出動等を求めます。

3 遺体の埋葬等

災害による死亡者のうち市本部において埋葬等(棺の支給等を含む。)を行う必要がある場合は、社会福祉班および環境班が応急的な埋葬(原則として火葬)を行います。身元不明の遺体については、警察等の関係機関に連絡し、その調査にあたります。

大規模災害により火葬場が破損し使用できない場合、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合は、市は岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施します。

《資料編》

- S3-06-12-01 遺体捜索に関する応援要請時に明示する事項
- S3-06-12-02 災害救助法に基づく遺体捜索に関する基準
- S3-06-12-03 埋葬時の留意事項

第13項 防疫計画

【実施担当部署】健康づくり課 上下水道課
【マニュアル編】M3-06-13 防疫計画

1 防疫の実施

災害時の被災地では、県本部、県支部による防疫に加え、県支部保健班の指導・指示に基づき健康づくり班が市民、関係団体等の協力を得て防疫を実施します。防疫作業としては、健康診断や臨時予防接種、家屋等の消毒、鼠族昆虫等の駆除等を実施します。

また、感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様等に応じ、防疫の範囲と実施方法等を報告し、指導を受けます。

2 防疫の実施組織

市本部は、県本部長の指示を受け、市管内の医師、地域代表者、小・中学校、幼稚園等の代表者、事業所の代表者等の中から、感染症予防委員を選任します。感染症予防委員は、患家の清掃方法・消毒方法等の指導監督や衛生教育等を行ったり、防疫作業に協力したりします。また、健康づくり班は、防疫作業を実施するため、防疫チームを編成します。

3 防疫活動上の留意事項

防疫活動は、多数の人々が利用する場所(避難所等)を優先して実施します。家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うのを原則としますが、災害の状況に応じて、健康づくり班は、的確な指導及び指示を行います。し尿処理は、できる限りし尿浄化槽又は浄化センターの処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。また、食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師の診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡します。

4 応援等の要請

地域内の被害が激甚で、防疫等関係者が不足する場合や防疫薬等の確保ができない場合等、市本部のみでは防疫を実施できないときは、健康づくり班は、県支部保健班に応援、斡旋等の要請を行います。

《資料編》

- S3-06-13-01 防疫チームの編成
- S3-06-13-02 防疫の種別及び方法
- S3-06-13-03 防疫器具の状況
- S3-06-13-04 防疫活動実施上の留意事項

第14項 清掃計画

【実施担当部署】クリーンセンター 上下水道課 浄化センター 農林課 環境課
 【マニュアル編】M3-06-14 清掃計画

1 ゴミ及びし尿の収集

災害時における被災地のゴミ収集は清掃班、し尿の収集は浄化班が担当します。作業は、職員及び委託業者や許可業者が行い、災害の状況によっては可能な作業内容をボランティアの動員又は人夫の雇い上げ等により実施します。車両等は、市や委託業者・許可業者が保有する車両を使用します。

2 ゴミ収集・処理方法

ゴミの収集順序は、被災地の状況及び被災世帯における屋内清掃状況等を考慮して決めます。当初は、災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努めます。また、伝染病発生のおそれがある地域については、健康づくり班と協議の上、その地域を優先します。

収集にあたっては、各班の収集地域を明確にし、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災市民に広報するとともに、ゴミ収集運搬班に指示します。また、必要に応じ、地区ごとに災害廃棄物の仮置場を設定します。収集したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とします。不燃物又は焼却できないゴミは、埋立処分場において処分します。

3 し尿の収集・処分方法

上下水道班は、下水道の供用地区における施設、管渠等の被害調査を行い、応急復旧を行うとともに、処理施設が復旧するまでの間、市民に使用を控える等の広報を行います。収集したし尿の処理は、原則として浄化センター等において処分します。

4 災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣自治体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示します。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるなど、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保も図ります。加えて、大量の災害廃棄物の

発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めます。

また、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとします。加えて、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D．Waste－Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努めます。

5 災害廃棄物の処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保します。また、必要に応じて広域処理を行う等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図ります。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。

大規模な災害が発生し、本市が廃棄物処理特例地域に指定された場合は、必要に応じて国に災害廃棄物の代行処理を要請します。

6 応援等の要請

大規模災害の場合、清掃施設が被災した場合等、市本部においてゴミ収集・処理ができないときは、清掃班は、市本部と協議して県支部総務班に応援を要請します。また、し尿を市で処理できないときも、県支部総務班に報告し、その指示に従います。

7 その他関連対策

（１）野外便所の仮設

避難所施設等に伴う野外仮設便所は、原則としてマンホールトイレ、または、し尿貯留槽が装備された便所（仮設トイレ）を設置します。ただし、これにより難しい場合は災害用簡易トイレを設置します。なお、トイレの数は避難人員 50 人当たり 1 基以上とし、男女別に設置することを基本とします。

（２）死亡獣畜の処理

犬、ねこ等の死体処理は環境班が、牛、馬、豚等家畜の死体処理は家畜班が、それぞれ市本部の指定場所で行います。

《資料編》

- S3-06-14-01 清掃班・浄化班の編成
- S3-06-14-02 ごみの区分と処分場
- S3-06-14-03 災害廃棄物の処理計画フロー

第15項 災害義援金品募集配分計画

【実施担当部署】社会福祉課 会計室

【マニュアル編】M3-06-15 災害義援金品募集配分計画

1 義援金品の募集

災害時の義援金品については、社会福祉班が中心となって、瑞浪市社会福祉協議会、瑞浪市民生委員・児童委員協議会、日本赤十字社岐阜県支部瑞浪市地区(義援金のみ)、瑞浪市連合自治会等の関係機関が協議会を構成し、各機関が共同又は協力して募集・配分を行います。ただし、災害の規模や周囲の状況等により、関係のある機関が単独で募集・配分を行うことが適当な場合は、関係機関のみで実施します。

義援金品の募集・配分にあたり、社会福祉班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め、義援金品募集配分委員会(以下「委員会」という。)を開催し、募集対象(一般世帯募集、学校募集等)や募集の種別(金銭募集、物品募集の別)、配分基本方針等を決定します。市本部は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関を通じて一般に公開します。また、リストは逐次改定するよう努めます。

2 義援金品の配分

義援金品は、委員会の方針に基づき、社会福祉班が中心になり参加機関が協力して配分します。社会福祉班が災害義援物資を被災者に配分する場合も、委員会の方針に基づきながら、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行います。また、災害義援金は、委員会が定める方法により、社会福祉班が配分します。配分は、その都度できる限り速やかに行います。義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合や、輸送・労働力等の問題で経費を消費すると考えられるような場合は、一定量に達したときに行う等、配分の時期について十分留意します。ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配意して扱います。

3 費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等はできるだけ無料奉仕とし、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担します。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部を経費に充当できますが、経費の証拠記録は整備保管します。

《資料編》

- S3-06-15-01 災害義援金品に関する協議会の構成機関
- S3-06-15-02 義援金品の募集に関する事項
- S3-06-15-03 義援金品の配分に関する事項
- S3-06-15-04 義援金品を募集する災害の規模
- S3-06-15-05 被災世帯に対する義援金品配分の基準

- S3-06-15-06 義援金品配分の時期
- S3-06-15-07 義援金品配分にかかる費用

第16項 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

【実施担当部署】商工観光課 危機管理室

1 帰宅困難者等への対応

大規模地震が発生した場合などに伴う交通規制や鉄道の運行停止等が実施された場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定されます。

そのため、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報したり、一斉帰宅を抑制したりする一方、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所・一時滞在場所の提供、帰宅のための支援等、帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築します。また、企業、放送従事者、防災関連機関等からの情報収集により、徒歩帰宅困難者に対し、支援ルートや支援ステーション(コンビニエンスストア等)の情報の提供に努めます。

第17項 災害警備活動

市は、警察機関と協力し、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に取り組み、社会の混乱の抑制に努めます。また、市民や自主防災組織による自主防犯活動が効果的に推進されるよう指導・支援に努めます。

第18項 その他の被災者の保護計画

【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 保険年金課 健康づくり課
こども家庭課

【マニュアル編】M3-06-18a その他の被災者の保護計画

【マニュアル編】M3-06-18b 保健活動・精神保健対策(地震時のみ)

1 保健活動・精神保健対策

大規模災害が発生した場合、被害を受けている市民を対象に、県及び関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施します。また、仮設住宅や一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援します。

2 要配慮者・避難行動要支援者対策

瑞浪市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めます。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮したものとします。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮

設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

3 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、生活に支障を生じたり等して、新たな要配慮者が発生します。市本部は、避難行動要支援者名簿等を参考にこうした要配慮者に対する対策を、発災直後より時間経過に沿って、また各段階におけるニーズに合わせて、的確に講じます。

災害発生直後には、社会福祉班及び高齢福祉班は、直ちに社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の関係機関と協力し、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿を含む）や地図を利用する等して、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めます。要配慮者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入院等の緊急入所、③在宅福祉ニーズの把握（居宅での生活が可能な場合）等を進めます。

社会福祉班及び高齢福祉班は、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を実施します。避難所に移動した要配慮者については、関係各班の協力を得て、遅くとも発災1週間後を目途に、それぞれの要配慮者に適した組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めます。

4 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、あらかじめ災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、所定の避難誘導方法に従い、速やかに入所者の安全を確保します。施設職員のみでは対応できない場合には、事前に整えておいた応援体制等に基づいて、施設近隣の民間企業等から応援体制を得ます。入所者の安全を確保した後は、県等の協力を得て早急に施設の機能回復を図ります。

被災を免れた施設においては、入所者の安全・処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、可能な範囲で被災者の受け入れを行います。被災者の受け入れに当たっては、要介護者等、援護の必要性の高い者を優先します。

食料及び飲料水を確保することができない場合、医療その他の救助を必要とする場合、職員等のマンパワーが不足する場合等は、市本部、県支部救助班に連絡・要請します。

5 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されますが、医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）を待って平常の医療制度へと移行されます。そのため、災害によって被保険者証を紛失した者や被保険者証が使用不能となった者に関し、保険年金班、その他関係機関は、とりあえず医療機関と

連絡をとって保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付を行います。

《資料編》

- S3-06-18-01 保健活動チームの編成
- S3-06-18-02 保健活動チーム活動内容
- S3-06-18-03 精神保健対策

第7節 産業応急対策計画

【マニュアル編】M3-07 産業応急対策計画

第1項 商工業に対する応急対策

【実施担当部署】商工観光課

1 物価安定の計画

災害発生に伴って物価が高騰した場合や高騰が予想される場合、商工班は、速やかに商工会議所等関係団体と協力して、物価の安定を図ります。

第2項 観光客等に対する応急対策

【実施担当部署】商工観光課

1 応急対策の方針

商工班は、市地域の観光施設等の施設経営者又は管理者に対し、災害発生時のパニック等の混乱を防止し、避難誘導等の施設利用者の安全確保に努めるよう指導します。また、施設経営者又は管理者は、施設利用者に対して緊急時の避難先、経路、避難方法等について徹底するとともに、気象状況等の災害条件を常に把握し、必要に応じて施設利用者に伝達します。

2 発生時の対応

施設経営者又は管理者は、災害が発生した場合は、施設利用者の安全を図るよう対策を実施します。施設経営者又は管理者では応急対策ができないときは、速やかに商工観光班、消防署班、県支部警察班に応援又は実施の要請を行います(経費は観光施設経営者の負担)。

観光施設の経営者又は管理者は、施設と施設利用者に被害があった場合、商工観光班に報告します。

商工観光班は、災害時の旅行者の被害状況把握のため、旅行会社等に協力要請します。

第3項 農作物に対する応急対策

【実施担当部署】農林課

1 農林班における各班の編成

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、農林班は、指導チーム、調査チーム、植物防除チームを編成し、関係機関と連絡調整の上、被災農家等に対する応急対策を図ります。

2 農作物等の応急対策

風水害時における農作物の応急対策としては、水稻被害田の補改植、災害用そ菜種子の確保、生産資材・肥料の確保、病虫害の発生防除等を実施します。

農作物等に凍霜害の発生のおそれのあるときは、気象台の警報、注意報等に基づい

て予防的措置を講ずるよう指導します。凍霜害の発生した場合は、適切な施肥管理を行うとともに、必要に応じて速やかに転作計画を立てるよう指導します。

干ばつ被害が発生した場合は、被害状況を取りまとめ、速やかに県支部総務班に報告します。

3 林地等の応急対策

風水害等により林地に溪流荒廃や山腹崩壊等の被害が発生し、公共の利害と密接な関係があつて民生安定上放置しがたい場合は、災害関連緊急治山等を県に要請します。

《資料編》

- S3-07-01 農林班における各チームの編成
- S3-07-02 被害報告が必要な干害被害基準

第4項 畜産物に対する応急対策

【実施担当部署】家畜診療所

1 家畜班における各班の編成

家畜班は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、死亡獣畜処理チームと家畜防疫チームを編成します。また、畜産振興会、農協、農業共済事務組合、県支部(家畜保健衛生所)、東濃農林事務所、獣医師会と連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該関係機関の協力を得て、被災農家等に対する応急対策を実施します。

2 家畜及び畜産物対策

水害等が発生した場合や発生するおそれがあり、家畜を避難させる必要がある場合、県支部と連絡をとるとともに、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導します。死亡獣畜処理チームは、災害によって家畜が死亡した場合、死亡獣畜を可及的速やかに処理するよう指導します。防疫チームは、災害時における畜舎の消毒、緊急予防注射等の家畜伝染病予防にあたります。

被災地域内又は家畜の避難先において、飼料等が確保できない場合は、農協及び県支部に確保の斡旋を要請します。また、被災地域内において生産された畜産物が災害に伴う交通途絶等により搬送ができない場合、家畜班は、関係の機関に搬送の協力を要請します。

《資料編》

- S3-07-03 家畜班における各チームの編成

第8節 公共施設・公共的施設の応急対策

第1項 公共施設の応急対策

【実施担当部署】各課共通

【マニュアル編】M3-08-01 公共施設の応急対策

1 被害の防止

市役所庁舎、総合消防防災センター、コミュニティーセンター、公民館、福祉施設、学校施設等の公共施設は、災害対策の中核施設として、また、災害時の避難、医療、給食等、市民の生命の安全を守る上で重大な役割を担っており、災害によって公共施設に被害が発生すると、災害対応、避難、救急救護活動等の大きな障害となります。

そのため、応急対策実施責任者(当該施設の平常時における実質上の管理者)は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、施設の被害を未然に防止したり、被害の拡大を防止したりするために、施設の巡視、補修、補強等、必要な措置を講じます。また、被害が発生した場合、応急対策が速やかに行えるように努めます。必要に応じて「被災建築物応急危険度判定士」等による施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努めます。

2 応急復旧(措置)

応急対策実施責任者は、災害によって施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じた場合、又は、そのまま放置すると被害を拡大させるおそれがある場合等においては、必要に応じて本格的な復旧に先立ち、必要限度の応急復旧等、適宜の措置をとります。

応急対策実施を実施する場合、その状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策に関しては関係各班と連絡協議の上実施します。被災施設の応急復旧又は撤去にあたっては、被害状況を写真撮影し、被災の状況記録として保存します。

《資料編》

➤ S3-08-01-01 公共施設の応急対策実施上の留意点

第2項 電力施設の応急対策

1 災害時における電気の保全

中部電力パワーグリッド株式会社(以下「中部電力パワーグリッド㈱」という。)は、災害によって電気施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努めるとともに、応急対策を実施して市地域の電気の保安を図ります。加えて、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等、人的危害の防止にあたります。また、市内の電力施設等に被害が発生した場合、中部電力パワーグリッド㈱は、被害状況等を消防総務班に報告します(市本部が開設されたとき)。

中部電力パワーグリッド㈱は、火災の発生を承知したときは、直ちに現場に職員を派遣します。火災又は注水により危険があると認められる場合や、消防吏員、警察官

の要請があった場合は、速やかに停電します。暴風雨、水害、地震等の非常災害時には、民心の安定や重要機関への送電確保のため、極力送電を維持します。ただし、冠水等で危険と認められる場合は、当該地域への送電を停止します。

漏電による火災等災害防止のため、電線の断線や電柱倒壊等を発見した者(機関)は、速やかに中部電力パワーグリッド㈱多治見営業所に連絡します。

2 応急復旧

中部電力パワーグリッド㈱は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるとともに、被災施設を早期に復旧します。復旧にあたっては、民心の安定と社会経済上の必要度を勘案し、その度合いの高い重要施設(主要病院、報道機関、通信関係、上下水道、主要官庁、交通機関、避難所、主要食料関係)から優先して復旧します。防災機関において特に早期供給を必要とする施設がある場合は、最寄りの事業所にその旨要請します。また、早期復旧のため、防災機関より道路情報を各電力機関に提供します。

3 災害時の広報

電力施設の復旧状況や電気事故防止に必要な事項は、関係防災機関に通知するとともに、市民に対しては、新聞、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ類、サービスカーによる巡回放送等を利用して、その徹底にあたります。

4 関係機関相互の連絡調整

電力機関における復旧活動その他対策の円滑な推進を図るため、必要に応じて関係機関と密接に連絡し、協力を得て実施します。また、応急対策の実施上、他機関が電力施設(通信設備、復旧用器具資材)等の利用が必要なときは、最寄りの事業所に要請し、協力を得ます。

《資料編》

➤ S3-08-02-01 電力施設の応急対策実施上の留意点

第3項 通信施設の応急対策

1 通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)は、災害によって通信施設に被害が発生した場合等には、被害状況の早期把握に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急対策を実施して通信機能の確保を図ります。被災した通信施設の応急復旧にあたっては、地域の災害対策に寄与するため、災害対策機関の緊急連絡通信の確保を優先して行います。市本部長は、孤立地域や特に通信確保を必要とする施設等がある場合、NTT西日本岐阜支店に早期復旧を要請します。また、NTT西日本岐阜支店は、災害

によって市地域の公衆電気通信設備に被害が発生したときは、速やかに被害状況を危機管理室に報告します。

2 通信の非常疎通措置

N T T西日本は、災害時には、必要に応じて、臨時回線の作成、中継順路の変更、災害復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を実施し、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、適宜、利用制限等の措置をとります。また、非常・緊急の電話及び電報は、一般の手動通話又は電報に優先して取扱うとともに、警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとります。

3 緊急臨時電話の架設

市本部長は、現地本部を設置した場合や被災地の通信確保のため必要があると認めた場合、N T T西日本岐阜支店に対して、緊急臨時電話の架設を文書で要請します。事前に文書の提出ができないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出します。設置及び通話に要する費用は、市本部が負担します。

《資料編》

➤ S3-08-03-01 通信施設の応急対策実施上の留意点

第9節 文教関係の応急対策

【マニュアル編】M3-09 文教施設の応急対策

第1項 被害施設の調査計画

【実施担当部署】教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ文化課

【実施担当部署】学校給食センター

1 調査・報告

災害によって学校その他の文教関係施設に被害が生じた場合、学校長その他の教育施設の管理者は、被害状況を電話及び文書で速やかに教育総務班に報告します。当該報告に基づき、教育総務班は、県支部総務班を通じ県本部環境生活部に報告します。

《資料編》

➤ S3-09-01 調査報告の系統

➤ S3-09-02 被害程度の判定基準

第2項 小中学校関係の応急対策

【実施担当部署】教育総務課 学校教育課

1 学校施設の確保

災害によって校舎等の施設が被害を受け、授業実施に支障が生じた場合、災害の規模及び被害の程度に応じて、応急的な修理を行ったり、特別教室・屋内体育施設等を利用したり、公民館等公共施設や隣接学校の校舎等を使用したりする等の方法により、授業の再開に努めます。施設の決定にあたっては、関係の機関が協議し、決定事項を教職員や市民に徹底します。

2 施設の応急復旧

教育総務班は、災害後、被災校舎等を維持保全したり、授業を速やかに再開したりするため、必要な範囲において応急処置を行います。ただし、被災施設の応急復旧又は撤去にあたっては、できる限り詳細に記録に残すため、被害状況を写真撮影し、被災の状況記録として保存します。

3 施設利用の応援要請

隣接学校やその他の公共施設を利用して授業を行う場合には、学校教育班が当該施設管理者と協議を行い、関係者の応援を得ます。なお、応援要請は、教育長が、市本部長と協議して決定します。

4 教育職員の対策

災害に伴って教育職員に少数の欠員が生じた場合は、学校内で調整します。学校内で解決できないときは、学校長の要請によって市内学校間で調整します。それでもなお教育職員が不足する場合は、教育長が市本部長と協議し決定した上で、県支部に対し教職員派遣の応援要請を行います。

5 応急教育の実施

災害に伴う被害の程度により授業が不可能と判断される場合、学校教育班は、休校の措置をとります。ただし、正規の授業が困難な場合でも、可能な限り応急教育の実施に努めます。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討します。

災害後の授業実施にあたっては、授業方法、児童・生徒の保健、通学での危険防止等に十分留意します。また、緊急休校等の事態に備えて、各学校の実情に即した方法で、学校と児童・生徒との連絡方法・組織を整備・工夫します。

6 児童、生徒の安全確保

学校長等は、気象状況等に留意するとともに、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努めます。小中学校等の児童・生徒を避難させる必要が生じた場合、又は避難の指示を受けた場合、避難を実施し、児童、生徒の安全を確保します。

児童・生徒の安全を確保しつつ授業を継続することが困難な場合は、臨時休校とします。児童・生徒の帰宅にあたっては、通学路の安全確認、小集団での下校、保護者への引き渡し等、必要な措置をとります。登下校中に地震等が発生し、児童・生徒が学校に登校又はひき返した場合も、同様の措置をとります。

校外での学校行事中に地震等が発生した場合、引率責任者は、児童・生徒を集合させ、安全な場所へ退避させる等必要な措置をとります。

児童、生徒が被災した場合、負傷者等の救出・応急手当等必要な措置をとるとともに、学校教育班に通報します。

なお、児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、必ず身体生命の安全を確保します。この場合、学校の施設・設備の状況や作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期します。

7 児童、生徒等に対する援助

(1) 転出、転入の手続

市教育委員会は、状況に応じて、児童、生徒等の転出、転入について、速やかかつ弾力的な措置をとります。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応します

(2) 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童・生徒及び救援活動に携わった教職員がメンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施して対応します。

《資料編》

- S3-09-03 被害程度別応急教育予定場所
- S3-09-04 生徒等に対する援助
- S3-09-05 学校施設利用の応援要請
- S3-09-06 教職員の欠員対策、教職員派遣の応援要請事項
- S3-09-07 応急授業の実施時の留意点

第3項 私立学校関係の応急対策

【実施担当部署】教育総務課 学校教育課

被害状況の調査・報告

私立学校の災害応急対策は、各学校経営者が計画を策定し、実施します。ただし、公費負担等との関係から、私立学校経営者は、学校施設の被害状況や、園児、児童、生徒、教職員等の属する世帯の住家の被害状況について、速やかにその状況を調査し、学校教育班に報告します。

第4項 学校給食関係の応急対策

【実施担当部署】教育総務課 学校教育課 学校給食センター

1 被災状況の調査報告

給食班は学校給食用物資の被害を速やかに調査し、教育総務班を経由して県支部教育班に報告します。

2 応急給食の実施

給食班は、災害によって被害が発生した場合でも、授業を行うときは、できる限り継続して給食を実施するよう努めます。施設、原料等の被害により給食の提供ができないときは、学校教育班長と協議し、速やかに応急措置を実施します。学校給食センターを被災者用炊き出し施設に利用するときは、学校給食と被災者用炊き出しの調整に留意します。

3 給食施設・従事者の管理

給食用施設・設備が浸水した場合等は、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄したり、床下の湿潤の程度に応じて石灰を撒布したりする等、衛生管理に配慮します。

また、調理・配分等に携わる給食従事者に対しては、必要に応じて臨時の健康診断を実施するほか、下痢状態にある者の従業を禁止し、検便を行います。また、従事者

の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させます。

4 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため、調理方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させます。また、学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものを用います。

《資料編》

➤ S3-09-08 応急給食実施上の留意点

第5項 その他の文教施設関係の応急対策

【実施担当部署】生涯学習課 スポーツ文化課

1 公民館、その他社会教育施設の対策

公民館、その他の社会教育施設等に災害が発生したときは、県支部総務班を経由して県本部環境生活部に被害状況を報告するとともに、被災施設に対して応急対策等を行います。なお、公民館等の施設が被災した場合は、当該施設が避難所として利用可能かどうか、迅速に市本部に報告します。

2 文化財関係

被災文化財については、所有者あるいは管理者に被害状況の報告書（任意様式）等の提出を求めます。また、市文化財審議会委員等の意見を参考にして、被災文化財個々についての対策を所有者又は管理者に指示・指導します。

第10節 社会福祉施設の対策

【実施担当部署】社会福祉課 高齢福祉課 こども家庭課
【マニュアル編】M3-10-01 社会福祉施設の対策

1 入所者の安全確保

社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、身体障がい者援護施設、その他厚生労働省所管の福祉施設)の管理者は、避難の必要が生じた場合や避難の指示等を受けた場合、入所者を他地域へ集団的に避難させます。

また、幼稚園において、乳児・幼児の安全の確保しつつ保育を継続することが困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとります。その他の社会福祉施設については、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとります。

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等、必要な措置をとるとともに、市本部に通報し、市本部の行う救出救急活動に協力します。

2 入所者の保育、保護

社会福祉施設又は施設職員が被災し、通常の保育、保護が困難な場合、県本部、市本部、社会福祉施設管理者は、被災した施設・設備応急復旧又は代替施設の確保、代替職員の選定補充等の措置を速やかにとり、入所者の保育、保護の継続確保に努めます。

また、給食継続に努め、給食が困難な場合は、市本部へ炊き出しを要請する等必要な措置をとります。収容施設において生活必需物資を喪失した場合、物資を速やかに確保し、収容者の日常生活の確保を図ります。

入所者の保護者が被災し、生活程度が著しく低下した場合は、入所者の保育料等の減免又は猶予のための必要な措置をとります。

3 応急復旧

災害により被害が発生した場合、速やかに調査報告します。市所管施設の場合、施設責任者は、施設所管課と協議し、速やかに応急復旧の措置を行います。被害の応急復旧が補助の対象となる場合は、被害状況を写真撮影し、被災の記録として保存します。

4 要配慮者の受入れ

大規模災害のために長期の避難生活を強いられる要配慮者がいる場合は、市と施設間で事前に協定を締結する等、要配慮者の受け入れ態勢の準備に努めます。

第11節 愛玩動物等の救援

【実施担当部署】環境課

1 愛玩動物等の救援方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行います。

2 救援の実施

（1）被災地域における動物の保護

獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行います。

（2）動物の適正な飼養体制の確保

飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとします。

（3）特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。